

保護者 様

新潟産業大学附属高等学校  
校長 藤井 泰昭

## 学校感染症による出席停止について（お知らせ）

医師の診断により下記の病気の診断を受けた場合は、学校保健安全法に基づき、感染のおそれがある期間は出席停止となり、登校できません。

病気が治癒し、医師から登校の許可がでましたら、下記「登校許可証」を記入してもらい、登校してください。  
(出席停止期間は、欠席になりません)

|     | 病名又は状況   | 出席停止の期間の基準                                  |
|-----|--|---|
| 第1種 | エボラ出血熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ など                             | 治癒するまで                                      |
| 第2種 | 新型コロナウイルス感染症 *別紙 療養解除届   | 発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで                |
|     | インフルエンザ *別紙 療養解除届  | 発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで                  |
|     | 百日咳  | 特有の咳が消失するまで、または、五日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで         |
|     | 麻疹 (はしか)   | 解熱した後3日を経過するまで                              |
|     | 流行性耳下腺炎 (おたふく)   | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで |
|     | 風疹 (三日ばしか)   | 発疹が消失するまで                                   |
|     | 水痘 (水ぼうそう)   | すべての発疹が痂皮化するまで                              |
|     | 咽頭結膜熱 (プール熱)   | 主要症状が消失した後2日を経過するまで                         |
|     | 結核   | 感染のおそれなくなるまで                                |
| 第3種 | 髄膜炎菌性髄膜炎   | 病状により感染の恐れがないと認めるまで                         |
|     | コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎<br>その他の感染症、溶連菌感染症 感染性胃腸炎 等 | 病状により学校医、その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで              |

(切り離さないこと)

新潟産業大学附属高等学校長 様

### 登 校 許 可 証

年 組 番 生徒氏名

1 診断日 : 年 月 日 ( )

2 病 名 :

3 出席停止期間 年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )

上記の疾患については感染症予防上支障がないので、登校しても差し支えありません。

病医院名又は医師氏名

印